

年金だより

沖縄特別の手続きはお済みでしょうか？

国民年金の沖縄特別措置

沖縄県の国民年金制度は本土より9年遅れて昭和45年4月1日に発足しました。沖縄に住んでいた人の受給権及び年金額を確保するため昭和36年4月1日～昭和45年3月31日までの間、沖縄に住んでいた方については、申し出をすることとその期間を保険料免除期間とみなします。(平成4年3月31日までは特別追納として納付することができました。)

対象者は昭和25年4月1日以前生まれの方です。手続きがまだの方は、年金課へご相談ください。

申請時に沖縄県外に住んでいる方については、沖縄県の区域内における最後の住所地の市町村で申請してください。

申請に必要な書類

・戸籍の附票等

特別措置を受けようとする期間の記載のあるもの。戸籍の附票に当時の住所の記載がなければ、居住確認申立書(現在沖縄に住んでいる、親族以外の2名の証明)が必要です。

・印かん

厚生年金の沖縄特別措置

沖縄県の厚生年金保険は、制度発足が遅れたため、被保険者期間が短く、年金額が本土と比較して低いという状況があり、給付水準の均衡のための特別措置が本土復帰後数回、講じられてきました。

平成18年4月1日よりあらたな特別措置が施行されています。次の①から③すべての項目に該当する方は、今回の沖縄特別措置の対象者です。認定された期間の保険料を納付(特別納付)することで年金額を増やすことができます。

①昭和20年4月1日以前に生まれた方

②昭和45年1月1日から昭和47年5月14日の期間に本土の厚生年金に加入したことがある方(この期間に沖縄の厚生年金保険に加入したことがある方は除く)

③厚生年金保険法の適用事業所に相当する事業所等(沖縄にある(あった)事業所に限る)に、

昭和29年5月1日から昭和44年12月31日までの期間のうち20歳以上で雇用されていた期間がある。(ただし、この期間中で他の公的年金に加入した期間等は除かれます。また平成2年の特別措置の対象者は、同措置で特別納付の対象とされた期間分については、今回の対象期間から除かれます。)

※特別措置の実施期間

平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間に限り、特別納付を行うことができます。特別納付を行うことができる回数、各年度につき1回、計3回以内です。詳しくは、お近くの社会保険事務所へご相談ください。

※年金受給者及び年金受給を間近に控えている方には、保険料を納付した月からしか年金額は増えないので、お早めに手続きを行う必要があります。

お知らせ

国民年金保険料の収納業務に係る民間委託について

平成20年10月より市場化テスト事業実施により沖縄県の国民年金保険料未納者に対する納付督促業務が

イー・シー・エス債権管理回収株式会社

へ委託されます。

10月以降、委託事業所から電話・文書勧奨・戸別訪問等が行われる場合があります。

お問い合わせ

うるま市役所

本庁舎 ☎973-5498
石川庁舎 ☎965-5617
与那城庁舎 ☎978-2123
勝連庁舎 ☎978-7237

コザ社会保険事務所

給付課 ☎933-3439

●ねんきん特別便●

ねんきん特別便の回答がまだな方は、『年金記録の確認』を行い、必ず回答願います。

